

障 事 第 1 4 5 号
令 和 2 年 5 月 5 日

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様
指定障害児通所支援事業所 管理者 様
指定障害者支援施設 施設長 様
指定障害児入所施設 施設長 様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長
(公印省略)

緊急事態宣言の継続に伴う障害福祉サービス等事業所の対応について (通知)

本県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置内容につきましては、御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、令和2年5月4日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添1のとおり通知があり、緊急事態宣言が5月31日まで継続されることとなりました。

これに伴い、千葉県では、緊急事態宣言の延長に伴う本県の措置を別添2のとおり講じる決定を行いましたので、併せて送付いたします。

なお、緊急事態宣言が継続された場合の障害者福祉サービス等の事業所における対応については、別紙1のとおり厚生労働省から「緊急事態宣言が継続された場合の障害福祉サービス等事業所の対応について」(令和2年5月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)により、同課からの4月7日付事務連絡等で示しているとおりの対応をするよう通知がありましたので、お知らせします。

本県では、これまでも、緊急事態宣言後の対応として、障害福祉サービス事業所等を運営する事業者に対し、適切な感染症防止対策を講じたうえで事業の継続をお願いしていることから、緊急事態宣言の継続後も各事業所等においては、厚生労働省通知を踏まえた対応をお願いするとともに、施設等の感染防止を徹底するためのチェックリストでの確認を引き続き実施していただきますようお願いいたします。

また、放課後等デイサービス事業所においては、別紙2「緊急事態宣言が継続された場合の放課後等デイサービス事業所の対応について」(令和2年5月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)、障害者支援施設においては、別紙3「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について」(令和2年5月4日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)も参考として対応いただきますようお願いいたします。

千葉県健康福祉部障害福祉事業課法人指導班
電話 043-223-2646 F A X 043-222-4133
E-mail shougai-houjin@mz.pref.chiba.lg.jp